

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会（第9回）

参考資料

1. 日時

令和2年9月30日（水）13時04分～14時20分

2. 場所 Web開催

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

(2) 総務省

武田総務大臣、古川総務大臣政務官、谷脇総務審議官、秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官、犬童同局総務課長、井幡同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、佐藤同局放送政策課企画官、富岡同局放送政策課企画官、萩原同局放送技術課長、林同局地上放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、吉田同局衛星・地域放送課長

(3) ヒアリング対象者

日本放送協会

4. 議事要旨

(1) 武田総務大臣挨拶

- ・ 開会に際し、武田総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【武田総務大臣】

今月17日に総務大臣に就任しました、武田でございます。多賀谷分科会長をはじめとする構成員の先生方、また、前田会長を始めNHKの方々、本日は、ご多用な中、ご参加いただき、感謝申し上げます。

会合開催にあたり一言ご挨拶させていただきます。

本日は、前田会長から「受信料制度」を中心に直接ご意見を伺う大変重要な機会であると考えております。現在、この会合においてご議論いただいている、「受信料制度」は、国民・視聴者の負担に直結する問題であり、関心が高いものと受け止めております。国民・視聴者の方々が、受信料に水準や公平性の面で納得されているのかといえば、実際にはそうではないという声もたくさんあると認識をいたしております。ただ、この受信料の在り方は、NHKの業務の在り方の問題と表裏一体の関係にあります。これまでも、NHKの業務の在り方については・衛星放送やラジオのチャンネルの数が多すぎるのではないかと・営業費用が高すぎるのではないかと・テレビを持たない方がインターネットでNHKの放送番組を見たい場合の受信料制度の在り方などの様々な課題が指摘されてまいりました。

こうした指摘に応え、NHKでも、前田会長のイニシアチブの下、「中期経営計画案」の中で、衛星放送やラジオのチャンネルの数の削減をはじめとする様々な改革案をご提示されているものと認識しております。その一方で、衛星放送のチャンネルを減らしつつ、受信料水準はそのままとしている点は、特に負担感のある「衛星付加受信料」などを通じた還元我真摯に取り組まれることを

期待します。

構成員の先生方におかれましては、引き続き精力的なご検討をお願いいたします。総務省としても、仮に放送法の改正が必要となれば、しっかりと取り組んでまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い致します。

【前田会長】

NHK会長の前田です。本日は、私が現在進めておりますNHKの構造改革や、次期経営計画の基本的な考え方についてご説明するとともに、改革を進めるために必要な制度改正もお願いしたいと考えております。順次ご説明申し上げます。

私が会長に就任して9か月がたちました。まず、NHKの置かれている現状につきまして、私が分析した結果を申し上げます。

「NHKは肥大化し過ぎて、剰余金は巨額で関連会社も繰越金を多額に持っている」というご批判は、私も十分に理解をいたしております。一方で、渋谷の放送センターは既完成から50年余りが経過し、老朽化が著しく進んでおります。ようやく今年、建て替え工事が始まったものの、現在地に建て替えるという極めて非効率な選択をしたために、全て完成するまでには15年以上かかる見通しであります。既に本社の建て替えが終わっている多くの在京民放各社と比較できないほどの設備の遅れです。放送センターの建て替えを進めている間に、首都直下地震など大きな地震が発生した場合、本当に放送機能を維持できるかどうか、非常に危惧しております。

これまでに、こうした投資を計画的に進めてこなかった点は大いに反省すべきだと思いますが、今後、放送センターの建て替えのためには多額の投資が必要となります。現在、建て替えを目指しております情報棟等の建物部分1,700億円のみが引き当てておきまして、残る設備については全く引き当てができていないというのが現状です。

また、営業経費もかかり過ぎだと批判がございます。そのとおりでございます。多額の人件費、2019年度で300億円以上かかっておりますが、これは年間に3億件に上る点検作業、1億件以上の訪問など、居住情報の正確な入手ができない制度的な制約がある中で、人海戦術による活動にかかる極めて不本意な経費でして、こうした取組の結果、ようやく今の契約取次件数、また支払率80%台を維持できているという現実がございます。

公平負担の徹底のためにお客様に粘り強く対応していくことが、結果的にクレームやトラブルにつながってしまうことも現実にはたくさん起きており、視聴者とNHK双方にとって不幸な状況となっております。

こうした状況の解決に向けた具体的な要望は後ほどご説明いたしますが、前提として、こういう現状をぜひご承知おきいただければと思います。

次に、次期経営計画についてご説明申し上げます。

こうした問題意識の下で、来年度2021年度から、3か年の次期経営計画を策定しました。これまで、NHKの業務、受信料、ガバナンスのいわゆる三位一体の改革に関して、様々な取組を進めてまいりましたが、次期経営計画では改革の総仕上げとして、NHKを抜本的に、かつスピーディに改革したいと思っております。

世帯数の減少などによる受信料の減収局面や、多様な動画配信サービスの登場による視聴・利用環境の変化など、NHKを取り巻く環境は激しい変化を続けております。こうした変化を踏まえ、次の3か年で、NHKが今行うべきことは、これからの時代に対応した新しい「NHKらしさ」の追求と考え、キーコンセプトといたしました。

減収局面でもコンテンツを充実させ、視聴者・国民の求める多様性や質の高さを実現してまいりたいと思います。そのためには、ジャンル管理の推進や、固定経費への斬り込みなど、コスト構造の改革を徹底して推進し、スリムで強靱なNHKへと生まれ変わらせる必要があると思います。

その一方で、新しい「NHKらしさ」を具現化する柱として、「安心・安全を支える」「新時代へのチャレンジ」など、5つのキーフレームを設定し、重点投資を行っていききたいと思います。

計画期間中の収支では、事業収入は受信料の値下げや新型コロナウイルスの影響などにより、大幅な減収を想定しております。事業支出は2022年度までに6,000億円台の規模に抑える予定です。構造改革により、3年間で630億円規模の大幅な支出削減を行い、その一方で、重点投資先には3年間で130億円規模の投資を行い、めりはりをつけて対応したいと思っております。

次に、構造改革の断行について申し上げます。構造改革に踏み込む次期経営計画とともに、制度改正などを通じた施策により、三位一体改革にスピードを上げて取り組みたいと思っております。

まず、NHK本体とグループの一体改革についてです。様々な改革を進めてまいります。幾つかの具体例をご紹介します。

ジャンル管理の徹底に取り組みます。これまでの放送番組の編成は、地上波2波、衛星波4波の波別に、個別に番組を採択して予算管理をしてまいりましたが、同じようなコンテンツが波ごとに重複するなどのマイナス面がありました。そこで、従来の波別の番組管理から、ジャンル別の総合管理へと転換を行い、適正な生産量を確保し、また一方で、合理的なコストでNHKらしい質の高いコンテンツを提供してまいります。

人事制度改革も行います。職員一人一人の創造性を最大化するためには、人事制度と運用を抜本的に改革いたします。若い世代の職員がNHKの未来に希望を持ち、意欲とやりがいを持って働ける職場に変えていきたいと思っております。

グループ経営改革では、新たに中間持株会社を設けたいと思っております。単純に子会社同士を合併するという今までの手法では、時間とコストがかかる割に統合効果が十分発揮されないという問題がございます。民間でも活用されております中間持株会社を置くことで、グループのグリップ力を強め、業務の合理化を加速できると考えております。

まず、主要な子会社数社から持株会社の傘下に入れることをイメージしております。持株会社体制への移行を核としたNHKグループ改革を実現可能とするためには、放送法の一部改正をお願いすることになると思っております。

新放送センターの事業規模についてもご説明を申し上げます。

今月から第1期工事として、情報棟の建設工事が始まりましたが、建物の中に入れます放送設備などの費用につきましては、従来と違い、汎用品の活用、設備のシンプル化を図るなどにより、大規模災害やサイバーセキュリティ対策を万全にしながら、効率性を重視するスリムで強靱な設備整備を目指しております。

当初1,500億円規模に膨らんだ試算を、今回、会長査定を行いまして、1,000億円程度に絞り込みました。今後も不断の見直しが必要だと思っております。

2つ目の大きな構造改革は、訪問によらない営業活動の実現です。

NHKの営業活動は、公平負担の徹底を図るために、未契約の方や、住所変更したものの連絡のない方を把握する必要があります。こうした方々を1軒ずつ人海戦術で把握する必要があり、先ほど申し上げましたとおり、年間300億円という多大なコストがかかっております。営業部門は様々な努力を重ねておりますが、もはや限界に近いと思っております。また費用対効果からも、現在のスタイルでの営業活動は、私は抜本的に改善する必要があると考えております。

そこで、受信機を設置された際にお申出をいただく制度、受信設備の設置の届出をいただくような制度を導入できれば、訪問によって行っていた設置の確認作業が不要となります。

併せて、何らかの形で居住情報を利用させていただけることとなりますと、直接訪問せずに、契約のご案内を無駄なく送付できるようになります。すなわち、公平負担の徹底と、営業経費の大幅な削減が両立可能になると考えております。

現在のコロナ禍におきまして、訪問を好まない視聴者・国民の方々にとってもメリットとなります。また、訪問をめぐるトラブルも劇的に減らすことができると私は考えております。未契約の方への対応として、「受信機の設置届出義務の設定」と、「居住者情報の活用」が可能となるように、放送法の改正もぜひお願いしたいと思っております。

次に、環境変更を見据えた将来への対応です。

次期経営計画で示したとおり、多様で質の高い、NHKらしい充実したコンテンツを、より最適な媒体を通じて、合理的なコストで提供していくことが重要だと考えております。

スリムで強靱なNHKへと変わり、NHKでしか創り出せない価値を提供していくためには、保有するメディアの在り方も見直していく必要がございます。

今回の経営計画では、衛星波と音声波の削減・整理に関する考え方をお示ししております。具体的な削減のスケジュールにつきましては、現在、詰めの作業を行っており、近々に関係者との調整をスタートさせ、整理・削減案を固めたいと思います。

衛星波につきましては、来年1月の経営計画を議決する際には明確に時期をお示しできると思います。また音声波につきましては、次期経営計画の期間内、2021年から2023年の間に将来像をお示しできると思います。いずれにしても、波の削減を遠い将来に先送りするという考えは全くございません。

衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方につきましては、保有するメディア全体の状況を踏まえて検討すべき課題だと考えており、NHKの受信料制度等検討委員会も活用して研究を進めています。

インターネットの普及がさらに進み、視聴者・国民にとって不可欠な情報基盤となることが現実となった中で、最適な媒体を通じてコンテンツを提供していくために、最終的にはテレビやインターネットなど、伝送路に関わらない総合受信料のような形になることが、より分かりやすいのではないかと、私は考えております。

次に、受信料の還元について申し上げます。

受信料の還元に関する考え方についてですが、まず明日10月から、地上契約と衛星契約の受信料を2.5%値下げすることを、改めてご紹介申し上げます。今回の値下げで、年間193億円還元することになります。

これまでご説明した構造改革と制度改正などは、全体をパッケージで実行することで、最大の成果が得られると考えております。改革が着実に進み、値下げできる環境が整えば、きちんと還元する必要があると思います。

そのために、私は、受信料値下げの原資を明確にすることが必要だと思います。今までは、毎年収支差が生まれますが、剰余金がたまれば、そのまま貯めるという経営になっておりますが、私は、剰余金が出た場合には、剰余金の中から一定額を、値下げのための勘定に利用し、一定額が貯まったところで視聴者に還元する、そういう受信料還元に関する勘定科目の新設が必要だと思っています。これにも省令の改正が必要になると理解しておりますが、ここも総務省にお願いしたいと思います。

最後になりますが、冒頭に述べましたとおり、私はNHKが将来にわたって持続可能な組織であり続けるためには、本気で、今、改革を実行する必要があると思います。縦割りの弊害、前例踏襲主義を徹底的に改めるために、会長特命プロジェクトを5月に設置いたしました。10の大きなプランをつくってもらいまして、8月から既に実行に移したところであります。

受信料で支えられているNHKだからこそ、視聴者・国民に期待されていることは数多くございます。新型コロナウイルスの感染拡大に当たり、報道や教育コンテンツなど、放送やインターネットで公共性の高い情報や番組をお届けし、視聴者からは一定の評価をいただいていると思っております。

先日、世界の優れた放送を選ぶ国際コンクール「イタリア賞」で、NHKが制作しました「体感首都直下地震」のプロジェクトが最優秀賞を受賞しました。災害対策の必要性について、ドラマや情報番組、デジタルサービスを駆使して、視聴者に分かりやすく伝えた取組です。こうした取組こそ、NHKに求められているのではないかと考えております。

民間放送ができることは民間放送にやっていただき、NHKはNHKならではの、もしくはNHKだからこそできる仕事にしっかりと取り組むことで、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たし、視聴者・国民の期待に応える必要があると考えております。公共放送と民間放送の二元体制をしっかりと守ることが大切だと考えております。

新しい「NHKらしさの追求」に向け、構造改革と制度改正を一体のものとして実行するには、単にNHKのためではなく、視聴者・国民の利益にかなう必要があると確信をしております。

NHKをスリムで強靱な体質にし、将来にわたって視聴者・国民に愛され続ける、持続可能性のあるものにしたいと切に願っております。どうぞご理解、ご助力をお願い申し上げます。

【宍戸構成員】

東京大学の宍戸でございます。前田会長、大変迫力のあるプレゼンテーションをいただきありがとうございました。私からは、総合受信料の意味について、それから総合受信料とNHKの事業規模の感覚とそれに伴う受信料額の関係、そして最後に未契約者対応の3点について質問させていただきます。

第1に、会長がおっしゃった総合受信料という言葉は、様々な受け取り方が可能なものでして、私は地上契約と衛星契約を一本化し、受信料額をそろえるというイメージで理解しておりますが、それに会長のおっしゃったネット配信を併せて考えますと、大きく3つぐらい、ア、イ、ウと仮に言いますが、あろうかと思えます。

アは、テレビを設置する契約者がネット配信も利用できるといった現在のイメージです。これに対して新しくなりますのは、イとウという2つあると思うのですが、イは、通信端末で、テレビと同じように番組を視聴することをアプリの導入などで確認して契約するという、イギリス型のイメージです。もう1つ、ウとして考えられますのは、通信端末しか持たない人も、それだけで総合受信料の対象とする、いわゆるネット受信料のようなものです。

今後、同時配信をNHKの本来業務とするといった可能性にも関わりますので、この点について、ア、イ、ウのどのイメージなのかを教えてくださいというのが、1点目です。

第2に、受信料制度はNHKが果たすべき役割や事業範囲と不可分の関係にあるものと理解しております。先ほど2022年度までに事業支出を6,000億円台に抑えるとのことでしたが、それはゴールではなくて、ジャンル管理や構造改革を進めながら、あるべき事業規模に至る中間点だと受け止めております。

そういたしますと、衛星波の整理や総合受信料の下での事業規模がどの程度だとイメージされているのでしょうか。それによって、小刻みな値下げを繰り返すという今までのやり方とは異なり、先ほど還元の原資というお話もありましたが、どの段階で、どの程度の受信料額とする、還元するという目標を定めた議論ができると思えますので、現時点での事業規模のイメージがあれば教えてくださいと思います。

もし現時点で難しいようであれば、次期経営計画期間中のどの段階で、その規模感を定められるのか、そのスケジュールを中期経営計画に定めるのかということも含めて、教えてくださいと思います。

第3に、未契約者対応として求められた制度整備についてです。

私は、受信料制度を含む現在の放送制度は、人がテレビを設置するかどうかということ、全くプライベートな問題とは考えていないはずだと理解しています。その観点からしますと、設置届出義務は、本人の意思や設置によらず支払い義務を課するという仕組みよりは、言わば弱いものであり、また居住者情報の活用を法令に定めるというのは、個人情報保護法制の観点からも正道、王道ですので、ご要望を正面から受け止めて、この場で検討すべきものと考えておりますが、その前提として、そのような設置届出義務や居住者情報の活用が、いずれも公益にかなうものとして必要かつ相当なものであるということが求められると思っております。

先ほど、公平負担という設置者の事情と、営業経費削減というNHK側の実情を挙げられましたが、全世帯負担金に比べれば弱いにせよ、テレビを設置しない方に一定の負担を課することは確かでありますので、それを正当化できる事情は何だとお考えでしょうか。これは、あるべき事業規模の基礎となるNHKの役割、とりわけ今後のメディア環境でNHKがパブリック、公衆の知る権利にいかに関与していくのかということに直結する問題ですので、会長のお考えを教えてください。

ければと思います。

【前田会長】

宍戸先生、ご質問を3点承りました。最初の総合受信料に関してです。ア、イ、ウという3つのどれだというご質問ですが、私は、NHK次期経営計画では、スリムで強靱なNHKを掲げております。事業支出の削減、保有するメディアの削減を徹底するとしておりまして、その先にある話ですが、インターネットの普及がさらに進む中で、NHKが視聴者・国民にとって不可欠な情報基盤であろうとするならば、どちらかというイのイギリス的なものが想定されるのではないかと考えております。

アの、テレビを設置する契約者がネット配信も利用できるという方法では、視聴者・国民の期待にお応えできないと思いますし、また、ウの通信端末しか持たない方というケースでは、事実上、いわゆるドイツ型みたいになると思っておりまして、これも視聴者・国民の望むところではないのではないかと、私は考えております。

2番目の総合受信料とNHKの規模感、それから受信料額の関係についてのご質問ですが、先生のご指摘のとおりでして、改革の考え方、ビジョンを経営計画で3年に1回は必ずお示ししますが、お示ししながら事業規模を定めて、受信料水準を決めるものだと考えております。

現在の次期中期経営計画では、大幅に支出を削減し、また波の数も減らすことを前提としております。その先の話となりますので、将来にわたってのコメントは非常に難しいのですが、よほどのインフレがなければ、事業規模はこれ以上大きくなることはない、私は考えております。

3番目の未契約者への対応でございますが、私は、訪問によらない営業の実現ということを先ほど申し上げましたが、先生ご指摘のとおり、NHKがなぜ信頼されるのか、それには視聴者・国民の大多数に支持された独立の判断の下に報道や番組制作に当たっていることがあると思います。

公平な負担に支えられていますので、NHKの公平・公正さの判断は実現でき、また知る権利に奉仕できると考えておりますので、そういった部分を理解いただいて、未契約の方への対応をさせていただきたいと思っております。

そういう意味では、設置届出義務は、確かに支払い義務に比してやや弱いのですが、せめてこれぐらいのことはお願いできないかというのが、私どもの本音でございます。

【長田構成員】

長田です。ありがとうございます。今、最後に宍戸先生からのご質問に関してなのですが、先ほどの会長のご説明では、1軒ずつの人海戦術で今行っている営業活動を抜本的に改善するというところをおっしゃった上で、1つは設置届出の仕組みのことをおっしゃいましたが、もう1つ、何らかの形で居住情報の利用をしたいというお話があったと思います。それは具体的に、どういうところから、どうやって居住情報を提供してもらうのかということと、それから、それは全ての国民の居住情報をNHKが受け取るとなれば、国民的な感情からすると、なかなかそんなにあっさり納得できるものではないと思うのですが、そのことをNHKとしてはどう考えておられるのかということをお教えいただければと思います。

【前田会長】

最初の点ですが、居住情報をお持ちのところ、公的なところもありますし民間もございまして。これはどこからが一番良いかというのはよく考えなきゃいけないと思っております。

情報を全て受け取るというご質問ですが、そういうことではなく、契約をされていない方に限定されるわけですので、情報を丸ごと全部いただきたいとか、そういう趣旨では全くございません。

現在未契約等の方の件数は、総世帯が5,500万ぐらいありますが、その中で1,300万世帯ぐらいでございます。その方々の転居先とか、そういう情報をいただきたいということでございまして、ちょっと誤解があるかと思っております。全ての情報をいただきたいとか、そういうことを言っ

ているわけではございません。

【新美構成員】

新美です。非常に的確なご説明をいただきました。前田会長にお礼を申し上げます。今日ご報告いただいたことで、ちょっと気になることがありますので、ご質問させていただきます。

一番中心的なことは、国民あるいは視聴者の希望に応じた多様性に応えるということをおっしゃるわけですが、多様性というのはもう本当に多種多様で、どこかで限定をつけない限りは提供できないと。要するに、対応するとしても限界があると思うので、その辺をどのように考えるのかということが基本的な疑問です。

それに対して、ジャンル別の管理というのがそれに応えるのかなという理解をしておりますが、このジャンルをどうやって確定していくのか。そのための手続はどういうふうにするのか。国民の希望に応えるとするならば、NHKだけで勝手にジャンルを決めるということもできそうもないと思いますので、その辺をどのようにお考えなのかをお教えいただきたいということでございます。

【前田会長】

最初のご質問ですが、多様性の観点のご指摘のとおりでして、個人個人もまさに多様なのですが、これはある意味、一面的な放送をしないという裏返しでございます。幅広くいろいろな方のニーズにお応えします。その境界線というのはあるようでないわけですが、逆に少数の方のことを放送する場合も、常に公平に報道するという趣旨です。

そういう意味では、ちょっとお答えになっていないと思いますが、多様性というのはまさにそういうことで、多様性のない世界で報道している外国もありますので、それと比較していただくと、そういうことをご理解いただけたらと思います。

ジャンル別につきましては、ジャンルはNHKが勝手につくっているわけではなく、民放さんもあります。いろいろなジャンルがございます。これは大きくジャンルを分けますが、どのジャンルをたくさん放送するか、ジャンルを放送しないとか、そういう趣旨ではなく、今、NHKがやっておりますのは、歴史的に地上波から発生して、それぞれ波をベースにして管理してきましたので、ジャンルという形での管理はしてきていないわけです。

どの分野に、どれぐらいのウエートで、どういう放送をしているかというデータはあるようでないという、これは極めて異例なので、ある意味では、ジャンル分けをして、その中でそれぞれ、国民の皆さんのニーズがありますので、それにちゃんとお応えできているかどうかという、1つのリトマス試験紙にしたいと思っておりますので、そういう意味では、大きなジャンルから小さなジャンルまで細目を分けてやって、実際にはこれで、今はダブリ感があったり、地上波でやったり衛星波でやったり、衛星波で先にやったりとか、視聴者の方々から見たら、何か変だなというのも現実にありますので、これを整理して、どこを見てもちゃんと分かるようにしたいというところでございます。

【西田構成員】

西田です。ご説明いただきましてありがとうございます。3つほど質問させていただきたいと思っております。

中期経営計画案でお示しされた、それからこれまでも何度かご紹介いただきました公共メディア像とNHKらしさというものが両方出てきていると思うのですが、その両者の関係についてお伺いしたいと思います。インターネット活用業務と関連しているのだろうと思うわけですが、いわゆる2.5%枠的なものの今後の在り方と絡めてお伺いできればと思っております。

それから、インターネット活用業務に関連して、この間、民業圧迫に対する懸念と配慮ということが、業界団体ヒアリングなどでも重ねて発せられてきたと認識しております。改めて、NHKにおける認識や対応状況等を含めてお伺いしたいというのが2点目です。

それから、関連して、9月には民業圧迫ホットラインというようなものを開設されたという旨が報じられておりました。その現状や、寄せられている声など、共有いただける範囲でお伺いさせていただきます。

【前田会長】

最初のご質問の、公共メディアと、新しく掲げました、新しい「NHKらしさの追求」、これはある意味矛盾するものではございませんが、公共メディアは、ご指摘のとおり、少し幅を広くということで、現在走っております中期経営計画で掲げたものです。私も、矛盾するものではないと思っております。

今回、あえて「新しいNHKらしさ」と掲げました。この「NHKらしさ」とは、皆さんからご覧になっても大変ファジーで、何を言っているのか分からないというところがあると思っておりますが、NHKらしさという部分を追求するということは、逆に言いますと、先ほども申し上げましたとおり、民放の真似をしないということで、「NHKらしさ」というのは、古き時代のNHKらしさもありますが、古いのをずっと守っていこうという意味ではなく、常に世の中は変わりますので、常にNHKらしさを新しい形で追求していきたい。そういう意味では、全ての番組、コンテンツをつくるときに、そういう切り口で、本当にそうなのというのを考えてもらうために、ややファジーな概念であります。

そういう意味で、旧メディアとバッティングするものではないと思っておりますが、新しい考え方で考えるために問題提起をしました。

例えば、外国の野球中継をするのが本当にNHKらしいのかと。当初はよかったかもしれないですが、今でもそうなのかとか、やはりそれぞれ、番組をもう一回足元から見直して、国民の皆様がぜひやってほしいと言っているのか、それともどうなのかと。NHKが自己中心的になっていないのかという点を、私は常に一回見直してほしい、そういう意味で、継続している番組を含めて、常に考え直してほしいということです。

2点目の、インターネットのことは、私が記者会見で言った答えの仕方が、ちょっと一般論でお答えしたものですから、やや誤解を招いたのですが、インターネットをどう考えるかということにつきましては、私は、世界的にインターネットがかなり普及しまして、むしろ日本以上に外国のほうが進んでおりますので、そういう意味で、放送だけで捉えるという、日本は放送法でNHKは放送波がもちろんメインなのですが、外国はそうではないですねという趣旨のコメントをただけでして、日本で直ちに放送波からインターネットも全部まとめてこうしてほしいと言っているわけではございません。

そういう意味では、インターネットの活用につきましては、私は抑制的にやるという、もともとそういう具合にスタートしておまして、私はそれで良いと思っております。

ただ、2.5という数字の根拠がよく分からない中でやるのは、少し申し訳ないのですがやりにくいと思っております。全体の事業費を抑えて、小さくしていこうと思っておりますので、そうしますと、今あります2.5という水準をもっとどんどん下げていくとなりますと、いろいろな今やっているサービスをやめなければならないという、これはあまりにきついので、ご理解いただける範囲で、もちろん、何にこういう経費を使うかというのは開示していますので、それをご覧いただいでご判断をいただきたいと思っております。

もちろんそういう意味では、3か年計画の中でも、金額も示していますので、絶対額を見ていただきたいと思っております。それが抑制的だと、私どもは認識していますが、抑制的かどうかをご判断いただきたいと思っております。

3番目のご質問ですが、民業圧迫SOSというホットラインをつくりました。従来、関連団体事業活動審査委員会などに設けておりましたが、ほとんどそういう例がなかったのですが、私はどうも見える場所に置いていないためにホットラインにアクセスできない、もしくはどこにあるかわからないから苦情も言えないということ懸念いたしまして、本体の一番分かりやすいところに、民

業圧迫SOSというホットラインを、直接つながるラインを開設したということです。

まだ開設したばかりですので、実際にご質問、ご意見等はございませんで、今把握しておりますのは、いろいろな方から電話がかかってきたのですが、この電話は本当につながるのかという照会の電話がございました。

ですから、現在のところは具体的な事例はございませんが、私は、そういう事例があれば直ちに対応いたしますということをコミットしております。

【大谷構成員】

ありがとうございます。今、持続可能性のあるNHKとするために、改革を先送りしないという決意を表明していただきまして、非常に共感を覚えているところです。ご説明いただいたことについて、質問1点と、意見を申し上げたいと思います。

長田構成員からもお話がありましたように、やはり居住情報の提供を受けて、訪問によらない営業活動を可能とするための仕組みを整備されていく必要性についてなのですが、幾つか困難があるだろうなと思っております。

それはやはり、基本的には意に反して、居住情報を保有している人からNHKに対する情報の第三者提供がなされないというのがあるべき在り方だと思いますので、同意をベースとすべきだと思いますが、未契約等世帯1,300万世帯であればあるほど、同意は得づらいただろうなと思っております。

特に、契約締結義務違反の確認という性格を帯びている以上、その同意を得ることをどのようにやっていくのか。やはりそれはNHKの業務に対する理解を得ていく中で、同意が得られるようにということも必要だと思いますが、別のアプローチも必要ではないかと思っております。訪問によらない営業活動を可能にし、営業経費を削減するためにも、我々自身にもアイディアの提供が求められていると思って、伺わせていただきました。

そこで、受信料を支払われていない方に、どのような公共放送によるメリットがあるのかということについても、改めて再確認する必要があると思ってしております。受信料を払ってご覧になっている方についてのメリットというのは明らかかと思いますが、未契約者であっても、どのような利益を享受しているのか。それについては、やはり少し言語化しておく必要があるだろうと思っております。それが設置届出義務の議論などにもつながっていくと思ってしております。

そこで1点質問なのですが、構成員限りということでご用意いただいている資料なので、詳しくは述べられないところなのですが、受信料を支払われていない方のご意見も受け止めるような形で調査されているということですが、NHKの今回の経営計画について、未契約者からも一定の支持があるようです。反対されている方の比率はもちろん大きいわけですが、一定の支持が得られていること。あるいは、やはり反対されていることが多いということ、NHKとしてはどのように受け止め、分析されているのかを教えてくださいと存じます。

【前田会長】

ご指摘の点は、私どもも大変心配しているところも含めて同じことですが、メリット感はなかなか難しいのですが、ある意味では、この受信料制度は公平負担で成り立っているという仕組みになっておりますので、払わない方が、かつては4割ぐらいの方が払わないというような時代がありました。これでは公平負担が成り立たずに、制度そのものが成り立たないということです。

現時点では80%以上の方に負担をいただいておりますので、そういう意味では、NHKがこれまでいろいろな努力をして、結果的に、支払われない方に対する説明もかなり頑張ってきたと、私は思っております。

何がメリットかというのはなかなか難しいのですが、たとえば災害報道などをご覧いただきますと、ここは明らかにNHKの特色がありますので、受信料を払っていないからといって災害報道を見られないとか、そういうことではございませんので、そういう意味では公共放送としての役割は

十分果たしていると思っております。

先ほどの調査ですが、これは我々の内部資料として作った調査なのですが、このデータを見る限りでは、一応、母数が3,000ぐらいで、広い年代層の方からのご意見をいただきましたので、そういう意味で、普通ですと支払いをされていない方はもう全面的に反対とかということなのだと思いますが、必ずしもそうでなかったというところなので、私どもも、これはどういうことなのだろうという分析をしている最中です。

【林構成員】

名古屋大学の林です。会長におかれましては大変ご懇篤にご説明くださりましてありがとうございます。また、会長のNHK改革に関するイニシアチブにも大変敬意を表しているところです。

質問は2点ございまして、これまでの構成員の先生方のご質問とかぶるところも多々あるかと存じますが、ご容赦いただければと思います。

1点目は、「NHKらしさ」についてです。私も、ここでお示しになった「NHKらしさ」の理念について、異存のないところです。NHKは言うまでもなく公共放送ですので、政治からも経済からも独立して、国民みんなが支えるものという共通認識の下に存在している組織ですので、その観点からしますと、コスト面の効率性は不断に追求していく一方で、こう言うと語弊があるかもしれませんが、仮にコストはかかってでも、テレビをふだん見ない層であるとか、あるいはテレビ離れの層に、公共放送の担い手としてできる限りアプローチしていくというのも、また公共放送の使命ではないかと思えます。コロナ報道にしても災害報道にしても、NHKが果たす役割というのは極めて大きいだけに、ユニバーサルアクセス・サービスの観点からのNHKというのが、これまで以上に重要と思っております。

そこで、現在、公共放送にアプローチできていない人々に、どう公共放送のユニバーサルアクセスとしてアプローチしていくか。その手段の1つが常時同時配信だということになるのかもしれませんが、この問題はこと同時配信の問題に限定した話ではなく、言わば公共放送の使命に関する問題ですので、これに関する会長のご意見を敷えんしてお聞かせいただければと思うのが1点目です。

2点目は、営業経費の削減についてです。会長がおっしゃったように、訪問営業の改革というのは、コスト面の効率化とともに、居住者の訪問営業に伴う煩わしさの解消というメリットにもつながりますので、制度改革を含む改革は待たなしと私も思っております。

その上で、先ほど会長がおっしゃった営業経費の高止まりの原因の1つとして、正確な居住情報の入手・活用ができていないということを挙げておられたかと思うのですが、受信機設置者等の居住情報を正確に取得・活用する制度の導入について、これはほかの先生方からも意見があったところですが、仮にこのような制度が導入されたとしても、受信契約をしていない居住者の方に支払いのお願いの連絡をしても、相手方はもともと、受信設備をお持ちなのに受信契約しておられないわけですから、NHKから郵送等、あるいは電話で受信契約のお願いのご連絡をしても、なかなか返事が返ってこないことも想定されるのではないかと思います。

そうすると結局、訪問営業に行かざるを得ず、そうすると当初想定していたような数十億円単位の営業経費の削減にはつながらないのではないかと、とも思われるのですが、だからこそ、受信設備の申告義務といった制度の導入がないと、抜本的な経費は削減できないとも思われるのですが、そうだとしますと、受信設備の設置届出義務について、もしそれが刑罰で担保するというところまでいかなくても、ある程度強制力のある担保措置を伴った形で導入されれば、居住情報の入手に係る制度の導入は必ずしも必要ではないと思われるところでして、また居住情報の活用について、いろいろ先ほど構成員の先生方から意見があったように、契約対象者以外の居住情報を吸い上げることになりますと、国民感情の点だとか、プライバシーの問題等でいろいろ難点があると思えますので、そこで質問としては、NHKとしては、受信設備の設置届出義務の点と、居住情報の入手・活用の点というのはセットで考えなければならないのか。言い換えると、例えば、受信設備の設置届出義務だけでは駄目なのか。この点も、敷えんしてご教示いただければと存じます。

【前田会長】

1点目ですが、テレビ離れが進んでおりますのはNHKだけではなく、いろいろなデータを見る限りでは、民放も含めて、現在の若者は本当にテレビという媒体から離れているのは、ある意味では時代の流れみたいなものもございまして、その方々をテレビに引き戻すというのは非常に難しいのですが、その方々にもNHKの信頼度の高い情報は価値があるということを何とか訴えていきたいということで、いろいろ努力をしております。

特に、59歳以下の方々にいかに見ていただくかというのが1つの重要なターゲットになっております。

その中では、やはり先ほどお話がありましたとおり、コストをかけてでも、ここはそういう努力をする必要があると私は思っております。

NHKプラスはまだスタートしたばかりで、今やっと100万件程度に達したところです。ただ、NHKプラスも、私は価値があると思っております、これはやはり持ち運びできる、利便性の高いスマホ等で見られるわけですので、そういう意味では若者に、情報を含めて、もう少し伸びると良いなと思っております。

現在、常時同時と見逃しと2つありますが、今把握している限りですと、常時同時のニーズよりも見逃し配信のニーズのほうが若干強いという感じがございます。確かに、気軽に見逃し配信が見られるというのは価値があると思っております。

営業経費のチェックは非常に悩ましいことがございますが、私どもとしますと、まず届出義務化のほうを少し入れていただくだけで大きく変わると思っております、もちろん訪問営業ゼロにはなりません、今一番悩みがあるのは、やはり都市部の訪問でして、大型のマンション等でも、そもそもどこにどなたが居住されているかというアプローチすらできない状況になっておりますので、ここを少し、居住者情報等によって、無差別でなくてピンポイントでできることになれば、かなり営業経費のコストは下がると思っております。

訪問営業がゼロになることは、私はないと思います。これはいろいろな意味で必要性がございしますが、今のようなやり方、仕事の仕方は変わってくるのではないかと思います。そういう意味で、設置の届出に関しては、ぜひ入れていただきたいと思っております。

【多賀谷分科会長】

私からも、今の林構成員の質問に関連して会長にお聞きしたいことがございます。

受信機の設置の申告義務をご希望なわけですが、現在の仕組みは契約締結義務という形になっております。その場合、設置届出義務と、現行法上の契約締結義務の関係がどうなっているかということがちょっと分かりませんので、お教え願いたいわけです。

というのは、もし設置届出の義務が直ちに支払い義務と直結するということになると、場合によっては、それは現行よりもより厳しい規定なのかなと思うので、そこら辺をどうお考えかということを確認したいのです。

【前田会長】

今の放送法の建前は、設置をした方は契約をするということになっておりまして、設置をしたかどうかというのは、実は分からない状態でございますので、設置をした方が届けていただくところまで入れていただくと、その次が契約をしてくださいとなっておりますので、設置の届出が直ちに支払い義務ということではないという理解をしております、よりスムーズに契約をしていただけるための、1つワンクッション、設置をしたところを届けていただきたいという、そういう条文が入ることによって、営業活動もはるかにやりやすくなるということです。

私も、実は結婚したての頃、テレビがない時代に団地に住んでおりましたが、NHKの方が来られまして、契約してくれと言われまして、いや、申し訳ないけれどテレビを持っていないと言った

ら、その時言われたのが、今でも覚えているのですが、テレビがあるかないか発見する機械を持ってきていいかと言っていました。

まさにそういう話でして、あるかないかというのは、NHK側に立証しろと言われても大変難しいので、持っている方は全て持っているということをお届けしていただきたいという、契約義務の前の段階で届けていただきたいというのをに入れていただきたいというのが私どもの趣旨でして、無理やり支払いを義務化するという、そこまで求めてはおりません。

【関口構成員】

神奈川大学の関口です。どうもご説明いただきましてありがとうございました。私からは、放送と通信の融合に関連して、現状と将来の時間軸について教えていただきたいと思っておりますが、初めに将来の時間軸のほうから、少し話をしてみたいと思っております。

前田会長からは、将来的には、伝送路に関わりなく総合受信料に変わっていくべきだというお考えを頂戴いたしましたし、途中退席された宍戸構成員からの質問の中でのネット配信の位置づけについても、ア、イ、ウという3つの選択肢の中で、イの通信端末で確認をしていく形がよろしいのではないかというご発言もいただきました。

ここは整合するわけで、ネット配信について、通信端末にアプリを入れているかどうかで確認をするというような形になっていくと、テレビを設置しない方への負担も求めることになっていくということになるわけですね。

ここについては、方向性として理解はするのですが、前田会長としては、どのような時間軸の中で、そのような変革、変更を想定されるのか。少なくとも今回、インターネット配信については法改正を求めるとなっているんじゃないということもありますので、将来課題としては認識しているのですが、どのようなタイミングで、そのような変革を想定されるのかについて教えていただければと思っております。

次に、現状について少し質問させていただきたいと思っております。先ほどの宍戸構成員の区分で言いますとアに相当する、テレビ受信機を設置している者がパスワードをもらってネット配信を受信するという、現状のインターネット活用業務のスタイル、これが現状で動いているわけです。

これはあくまでも放送法上は、インターネット活用業務として、補完業務として認可されているわけですので、抑制的なという抽象的な言葉ではありながらも、NHKもそのように把握をされていると思っております。

ただ、ここについては、そのような抑制的な基準を、NHK自らが2.5%という数字をご提示されて、そのルールの下で配賦ルール等を決めて実施に至っていますので、前田会長が2.5%には根拠がないとご発言されていらっしゃるんですが、ここはちょっと、私は認識を異にしておりまして、NHK自らがおっしゃった数字だと思っております。また、民放連からも同様の発言がございますので、この点は、根拠がないということではなかろうと思っております。

この現状を考えたときに、インターネット活用業務については、今後どのように運用していくかについて、現状では既に、想定値として2.5%だと上回ってしまうということなのですが、ここについて、先ほどの法改正を含めたタイミングとの関連で申し上げますと、このような現状を、どのように継続的に運用されていくのかについて、もう少し時間軸的なことをご説明いただけると幸いです。

先ほど前田会長からは、最後のほうで、現状維持をするんだというご発言がございましたが、将来的な、総合受信料に変わっていくというタイミングとの関連を含めて、ご回答を賜れば幸いです。

【前田会長】

総合受信料のところ、これは1つのアイディアなのですが、総合受信料に切り替えるというのは、今の受信料体系が、地上波の上に衛星波を付加受信料という形をつくったのですが、現時点で、衛

星放送の普及がかなり進みまして、これだけ進んできましたので、ここまで来たら付加という形ではなくて、総合受信料という形に置き換えて、衛星放送を持っていない方をディスカウントするという方式に切り替えても、実際にそう変化はないのではないかとというのが私どもの考え方です。

衛星の付加受信料そのものが、やはりよく分からないというご質問もたくさんございまして、なかなか受信料制度は難しいのですが、私は、逆に普及が進まないときには付加で済んだのですが、かなり普及が進んできた段階で、あくまでこれを付加で頑張るとするのは、なかなか納得感もないという感じもしますので、受信料制度をいろいろ見直してほしいという中に、総合受信料という考え方もあるということ、申し上げました。

その中で、インターネットをどうするかというのは、実はその中にストレートに、今の私の中には入っておりませんで、インターネットを含めて取るとか、そういうことを言っているわけではございません。現在の衛星を付加するという形の受信料制度を、ずっとこのままでいいのかという意味では、ここは見直したほうが良いと考えています。

その先の中で、やっぱりインターネット絡みで、例えばテレビを全く持たない方をどうするのかというのは、そこで考えることではないかなと個人的には思っております。

NHKプラスも始まったばかりですが、例えばNHKプラスで、いきなり幾らの値段が設定できるかと言われると、それはそうはならないというのが私の実感でして、これはサービスの一環で、私は現時点では良いと考えております。

2.5%というのは、確かにNHKが自ら定めたということではあります、もともと、自ら定めて根拠がないと自分で言うのも変なのですが、率直に言って2.5というのがどういう根拠でというのは、全く根拠はありませんので、私はむしろ実態額で、どれくらいが抑制的かというのを、むしろご判断いただくというのが良いのではないかと思います。

特に、インターネット絡みで言いますと、海外に衛星放送を含めていろいろなことをやっているのですが、海外は衛星で放送するともものすごいコストがかかりますので、そういう意味では、海外でもう少し放送というか、情報を伝達するとすれば、インターネットのほうがはるかにコストが安いというのが現実でして、それを拡大しようとする、どうしてもインターネットのところになりますので、これを増やすということはやめたほうが良いと言われると、もっとコストがかかるほうをやれと言われていた同じになりますので、ここはご理解いただきたいと思っております。

民業圧迫ということを言われていますが、私も民間から来ましたので、こういう事態が起こらないようにしたいと思っておりますが、実際に民業圧迫だということと言われたことは実はあまりございませんで、その辺は、実態をよく見て、私どもは決して民業を圧迫したいためにやるわけではございませんので、二元体制が私は良いと言いつけていますし、現在でもそうだと思います。そういうことでご理解いただければと思っております。

【関口構成員】

どうもありがとうございました。総合受信料に関しては、伝送路に関わりないというところに、少し私の理解が強調し過ぎたので、インターネットを含めてというふうに先走った理解をしてしまいましたが、ここは地上波と衛星放送に限定した、2つの受信料を1つにするというふうに正しく理解しましたので、ありがとうございます。

なお、その上で、インターネット配信に関して、前田会長は宍戸構成員の質問に対して、通信端末を含めた確認をする英国型が望ましいのではないかとということをご発言されたわけです。

そのように将来的に変更していくことになっていくと、現状のような、テレビ受信機を前提としたネット配信を、無料で、現状のように視聴し続けるという現状の姿と、どこかで切替えのタイミングが出てきて、テレビ受信機を設置しない方に何がしかの負担を——これは幾らになるか分かりませんが、負担を求めていくということになると、現状の受信機を前提とした徴収制度ということを含めて、がらりと姿が変わっていくわけです。

そのようなことが、いつ頃想定し得るのかどうかということについて、少し追加的にご説明を賜

れると幸いです。

【前田会長】

大変難しいご質問でございまして、私には答えられないのですが、そう急にということにはならないと思います。時間はかかると思いますが、ただ、テレビ受信機がなくなることはないとは思っております。媒体の違いがありますので、ある意味では好みの問題もありますので、両方持つ方ももちろんおられますし、こればかりはなかなか読み切れないと思っております。

今、若者も、テレビを見たくないと言っているわけではなくて、手軽なほうを使っているのが現状だと思いますので、テレビは絶対見ないと言われているわけでもないようで、好みの問題ですので、そういう若い方がもっと大きくなられたときに、どういう好みをされるかというのは、なかなか予測は難しいと思います。

【多賀谷分科会長】

次回については公開の会合とし、NHKから改めて説明を求めるとともに、本日のヒアリングを踏まえて議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして公共放送の在り方に関する検討分科会第9回会合を閉会いたします。本日はありがとうございました。